111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	AG 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 AG 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 AG 令7 ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01146 イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01286 算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \overset{令7}{\underset{n=17}{\sum}} (C_n \times D_n)}{5{,}290\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債並びに平成11年度において「平成11年度国の公共事業等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて（平成11年9月29日付け自治地第159号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済新生対策等に係る地方債の取扱いについて（平成11年12月14日付け自治地第190号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を

111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	AG 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499 AG 令6 ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00705 イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00828 算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \overset{令6}{\underset{n=17}{\sum}} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債並びに平成11年度において「平成11年度国の公共事業等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて（平成11年9月29日付け自治地第159号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「経済新生対策等に係る地方債の取扱いについて（平成11年12月14日付け自治地第190号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を